

水俣湾地先など31水域

きょう
告示

水質基準を強化

る。

九州地方の水質基準強化水域は
水俣湾地先のほか板櫃川、洞海湾
(以上福岡) 乙津川、原川(以上
大分)の計五水域。

経済企画庁は、水俣病が発生した熊本県の水俣湾地先など全国三十一水域にメチル水銀の排出規制をしているが、新たにこれら水域にカドミウム、シアンなど有害な微量重金属八物質を追加、規制することを九日告示する。

これら三十一水域は現在、メチル水銀の規制範囲が、汚濁源である立地企業の排出口付近と非常に

限定されている。そのうえ、最近、これらの水域も水銀だけでなく、他の有害物質による汚染が進んでいる。

このため八月下旬に開かれた同庁長官の諮問機関である水質審議会(新居善太郎会長)では、さきに閣議決定した「水質汚濁の環境基準」で微量でも人の健康に影響がある有害物質として八項目を追

加、規制することにした。

追加した有害物質と排出基準は
総水銀(検出されないこと) カドミウム(〇・一PPM) 六価クロム、ヒ素(以上〇・五PPM) 鉛、有機リン、シアン(以上一PPM) トータルクロム(二PPM)の八項目で、これらの水域は九日以降、業種を限定することなく、これらの排出基準が適用され